

◇ひとり親家庭等日常生活支援事業◇



ひとり親が修学、病気、生活環境の変化により一時的に日常生活を営むのに支障が生じた場合に家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービスを受ける事ができる事業です。

〈対象者〉

世帯主が市内に在住しているひとり親家庭が対象。

〈支援の内容〉

生活援助

- ・対象者が病気やけがをした際の食事の世話
- ・住居の掃除
- ・生活必需品の買い物等
- ・医療機関等との連絡（公共交通機関を利用した同伴通院、送迎等）

子育て支援

- ・乳幼児の世話
- ・児童の生活指導
- ・子育て支援を受ける者の居宅・講習会会場にて乳幼児の保育

〈支援ができない事例〉

- ・入院の付き添い
- ・長期的な病気の支援
- ・医療行為
- ・銀行用務
- ・自分の車に利用者を乗せて買い物や病院に連れて行くことや、子どもさんの送迎をすること



〈支援までの流れ〉

- ① 「家庭生活支援員派遣対象家庭登録申請」に所得証明書、住民票を添付し事前の登録をします。
- ② 「派遣申請書」を提出していただき、利用内容にあった支援員を選定し、支援を行います。

〈派遣日数〉

1世帯につき年10日以内

〈自己負担〉

派遣対象家庭の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当受給水準の家庭	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

詳しい内容はこども課（TEL23-1278）までお問い合わせください。